

誇り塾会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、誇り塾と称する。

第2条 (事務所)

本会は、主たる事務所を東京都北区に置く。

第2章 目的及び事業活動

第3条 (目的)

日本の自然、歴史、文化、伝統、美、伝統技術、宗教、精神文化といった歴史的・文化的・芸術的価値を尊重すると共に、それらを学び直し、研究を行い、教養を深め人としての視野を拓けると共に、これらを後世に伝承する基盤を造るための努力を行うこと並びに国家としての伝統を踏まえた上での国際社会の中での日本の立ち位置についての思索を深めることを目的とする。

第4条 (活動)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業活動を行う。

- (1) 会員を対象とする月例講義、勉強会、研修会、各種イベントの開催
- (2) 会員を対象とする有識者や特定分野の専門家等を招聘しての講演・講義
- (3) 会員を対象とする伝統技術を基礎としたワークショップの開催
- (4) 会員を対象とするウェブサイトの運営
- (5) 書籍の発行、映像のコンテンツの作成
- (6) 伝統技術の紹介とその存続・承継への支援活動
- (7) 本会の目的に適合する知的活動・文化的活動に対する支援活動
- (8) その他本会の目的を達成する上で必要な一切の活動

第5条 (例会)

本会は、毎月1回の月例講義を開催する。月例講義のテーマは、塾頭と協議の上、役員会に於いて事前に決定し、運営事務局を通じて会員に告知する。

第6条 (例会以外の勉強会、研修会)

1. 本会は、前条の例会の他、特定のテーマを絞って、会員以外の学識経験者や有識者を講師に招いて、臨時の勉強会、研修会を開くことができる。
2. 臨時の勉強会、研修会の開催及びそのテーマは、役員会に於いて決定し、塾頭に報告する。

第7条 (事業の執行及び会務の運営)

事業の執行及び会務の運営は、役員会の責任と権限で行い、塾頭は関与しない。

第3章 会員

第8条 (会員の種類)

本会の会員は、個人会員と法人会員の2種類とする。

第9条 (入会)

1. 個人会員

第3条の本会の目的に賛同する者で、入会を希望し、塾頭若しくは塾長による面接の後、入会の承認を得た者を本会の個人会員とする。

2. 法人会員

入会を希望する法人の代表者が、塾頭若しくは塾長と面接し、入会の承認を得た法人を法人会員とする。

第10条 (会員資格)

会員資格は、毎年10月1日から翌年の9月30日までの1年間とし、会員が退会するか除名されない限り、毎年1年毎に自動的に更新される。

第11条（会費等）

1. 会員が負担する費用は、年会費と参加費の2種類とする。
2. 年会費は、本会の事業年度の年頭に支払う。また、参加費は、月例講義、勉強会、研修会に出席した際にその都度負担する。
3. 年会費及び例会の参加費の額は、本会則の附則で定める。
4. 月例講義以外の勉強会、研修会の参加費の額は、運営事務局でその都度検討し、役員会で議決して定め、メール等によって会員に通知する。

第12条（会員の義務）

会員は、次の義務を負う。

- (1) 人としての品格を保ち、他の会員の人格を尊重し、敬意をもって接し、誹謗したり中傷したりしない義務。
- (2) 年会費を納付する義務。
- (3) 月例講義、勉強会、研修会、各種イベントの参加費を負担する義務。
- (4) 運営事務局に当該会員と確実に連絡がとれる住所、氏名、電話番号、メールアドレス並びに職業を登録すると共に、これらに変更があった場合には、変更後の住所、電話番号、メールアドレス、職業を登録する義務。

第13条（禁止事項）

会員（ビジターを含む）は次の行為をしてはならない。

- (1) 本会の会員としての地位を第三者に譲渡したり転貸したりすること。
- (2) 本会の事前の同意なく、研修会や勉強会、各種イベントで見聞したことや配布された資料を外部に漏出したり、開示すること。
- (3) 本会の事前の同意なく、月例講義、勉強会、研修会、各種イベントの様相を録画したり録音したりすること。
- (4) 会員となることで知り得た他の会員の個人情報を開示したり、漏洩したりすること。
- (5) 会員となることで知り得た本会内部の運営に関する情報を開示したり漏洩したりすること。
- (6) 本会や他の会員を、当該会員個人やその関係者の宣伝や、営業目的、政治的な目的に利用すること。
- (7) 本会並びに他の会員、ビジター、招聘した部外講師を誹謗したり中傷したりすること。
- (8) セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行うこと。

第14条（会員資格の行使）

1. 会員は、月例講義、勉強会、研修会、各種イベントに、第三者を代理出席させることはできない。
2. 法人会員は、その法人に所属する従業員を月例講義、勉強会、研修会、各種イベントに出席させ或いは本会の活動に参加させることができるが、当該法人会員の代表者は、出席する者が、第3条の本会の目的に賛同する者であることを確認した上で、本会の会合や活動に出席させ或いは参加させる。

第15条（研究・研修テーマの希望提出）

会員は、運営事務局に対し、本会の月例講義、勉強会、研修会、各種イベントで取り上げて貰いたいと希望するテーマを申し出ることができる。

第16条（退会）

会員は、運営事務局に文書若しくはメールをもって退会の通知をすることで何時でも退会することができる。但し、会員が納入した会費その他の費用は返還しない。また、未払の会費その他の費用がある場合には、精算することを要する。

第17条（懲戒処分）

本会は、会員若しくはビジターが第11条、第12条の義務に違反した場合、運営委員会は、役員会に報告し、その議決を経て、塾長名をもって、その違反の態様とその軽重によって、会員若しくはビジターに対し次の処分を行うことができる。

- (1) 注意 違反の内容を指摘して是正を図る。
- (2) 警告 違反の内容と軽重を指摘して発防止を図る。
- (3) 出席停止 違反の内容と軽重を指摘して例会、勉強会、研修会への出席を一定期間停止させる。
- (3) 除名 会員資格を剥奪する。

第4章 ビジター

第18条 (ビジター)

本会は、会員以外の者で、本会の月例講義、勉強会、研修会等の聴講や活動への参加を希望する者は、ビジターとして、審査の上、本会の月例講義、勉強会、研修会、イベントへの参加を認めることがある。

第19条 (ビジターの種類)

ビジターは、紹介ビジターと一般ビジターの2種類とする。

第20条 (会員紹介ビジター)

1. 会員が運営事務局にビジターとして紹介した者を紹介ビジターとする。
2. 会員は、本会の月例講義、勉強会、研修会、各種イベントにビジターを参加させる場合には、事務局に対して、当該ビジターと紹介会員との関係、ビジターの氏名、性別を開示し、ビジターの参加費の支払について責任を持たなければならない。また、本会の会則を遵守させなければならない。

第21条 (一般ビジター)

1. 本会は、本会の月例講義、勉強会、研修会、各種イベントを体験受講することを希望する者は、一般ビジターとして参加を認めることがある。
2. 一般ビジターとして参加を希望する者は、運営事務局に、備え付けの体験受講の申込書を提出して申し込みを行い、参加が認められれば、一般ビジターとして参加することができる。
3. 一般ビジターは、本会則を遵守する義務を負う。

第5章 個人情報の保護とその使用

第22条 (個人情報の保護とその使用)

本会は、会員が運営事務局に登録した、会員の住所、氏名、職業、電話番号、メールアドレスは、厳重に秘匿保管し、本会の業務の執行と運営以外の目的には使用しない。

第6章 役員

第23条 (塾頭)

1. 本会に会員資格を有する塾頭を置く。
2. 塾頭は、本会の学術的、文化的、知的活動を統理し、事業の執行や会務の運営には関与しない。

第24条 (塾長)

本会の運営・事業の執行・会務の実施の最高責任者として塾長を置く。

第25条 (役員)

1. 本会の役員として、塾長1名、参事2名、頭取2名を置く。
2. 塾長、参事、頭取はいずれも本会の会員資格を有する。
3. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第26条 (役員会)

1. 本会の役員会は、前条の役員全員を以て構成する。
2. 役員会は、本会の存続、運営、組織編成、本会の新たな活動や恒常業務についての意思決定を行う。
3. 役員会の招集は、塾長が行う。
4. 役員会は、毎年1回の定時役員会と、会の運営上必要な時に開催する臨時役員会の2種類とし、いずれも3名以上の役員出席をもって開催の定数とし、意思決定は、出席者全員の一致とする。

第27条（退任）

役員は次の場合には退任となる。

- （1）役員が会員資格を喪失したとき。
- （2）役員が自ら退任を申し出、役員会に於いて退任が承認されたとき。
- （3）役員が死亡したとき。

第28条（事務引継）

前条（1）（2）の事由によって、役員が退任するときは、後任者が決まるまでの間、継続して事務を行い、後任者が決定した際には、その事務を引継なければならない。

第7章 運営事務局

第29条（運営事務局）

役員会の直属組織として運営事務局を置く。

第30条（運営事務局の構成）

運営事務局は、塾頭以外の役員及びこれを補助する会員を以て構成する。

第31条（運営事務局の業務）

運営事務局は、会員の住所、氏名、電話番号のメールアドレスの登録受付、事務連絡、会場の手配や会費等の費用の徴収、領収証の発行等本会の運営に必要な業務一切を行う。

第32条（個人情報の保護とその使用）

本会は、会員が運営事務局に登録した、会員の住所氏名、電話番号、メールアドレスは、厳重に秘匿保管し、本会の運営以外の目的には使用しない。

第8章 監事

第33条（監事）

1. 本会の会計監査を行うため、監事を置く。
2. 監事の定数は3名以内とする。

第34条（監事の職務）

監事は、業務年度ごとに、本会の会計監査を行い、その結果を運営事務局を通じて会員に報告する。

第9章 業務年度

第35条（業務年度）

本会の業務年度を毎年10月1日から翌年の9月30日迄の1年間とする。

第10章 附則

1. 本会則・附則の変更、改正

- （1）本会則及び附則の変更、改正は、役員会が行う。
- （2）本会則及び附則に変更、改正があった場合には、本会のホームページに掲載する。

2. 会費額は、年度ごとに役員会で審議して定める。

3. 平成29年度の会費額

（1）年会費

個人会員	30,000円
法人会員	60,000円

（2）例会

会員	3,000円
ビジター	5,000円